

## 平成23年度事業計画（案）

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行う。

### 1 柔道整復師の振作高揚に関する事業

- (1) 柔道整復師に関する内容の整備充実を図るための研究を行う。
- (2) 法制に関する諸問題を研究し、適切な対応を図る。
- (3) 各支部と協力し、国民医療に寄与する。
- (4) 会員の加入促進を図る。（総務部事業）

### 2 柔道整復術の医学的研究に関する事業

- (1) 支部主催の研究会に対し積極的に賛助する。（その他の事業）
- (2) 日整及び近畿ブロック会主催の研究会に積極的に参加協力する。（その他の事業）
- (3) 近畿ブロック学会開催に協力する。（学部部事業）
- (4) 日本柔道整復接骨医学会に入会し協力する。（その他の事業）
- (5) 神戸アスリートタウン機関誌発行に協力する。（その他の事業）
- (6) 学術情報誌「HYOGO」（学会論文・学研のあゆみ）を発行する。（学部部事業）
- (7) 学術資料及び情報の収集を行い資料等の充実を図る。（学部部事業）
- (8) 学術的な調査研究を行う。（学部部事業）

### 3 柔道整復師の資質向上に関する事業

- (1) 法改正、学制改革の研究及び運動に継続協力する。（その他の事業）
- (2) 生涯学習・ボランティア活動の実施を推進する。（総務部事業）
- (3) 生涯学習取得高単位者を表彰する。（学部部事業）
- (4) 財団法人柔道整復研修試験財団の運営活動に協力する。（その他の事業）

### 4 柔道整復師の養成及び指導に関する事業

- (1) 新入会員実務講習会を開催し、柔道整復師としての資質向上を図る。（総務部事業）
- (2) 入会者に対し法人の歴史、組織、運営及び業務内容、健康保険等に関する指導を行う。（総務部事業・保険部事業）
- (3) 支部開催の生涯学習、学術研究会、保険に関する研修会等に協力する。（総務部事業・保険部事業・学部部事業）
- (4) 社団法人全国柔道整復学校協会との協調を図る。（その他の事業）
- (5) 加盟養成校の学生に対し医療人としての理解を求めるための説明、教育を行う。（その他の事業）

### 5 保険制度の協力に関する事業

- (1) 保険取扱業務の内容を更に充実し、柔道整復療養費の適正化に努める。（保険部事業）
- (2) 保険取扱実情調査を行う。（保険部事業）
- (3) 各保険審査会に協力する。（その他の事業）
- (4) 日整、近畿ブロック会等が開催する保険担当者会議に参加する。（その他の事業）
- (5) 損保側担当者との研修会を開催する。（保険部事業）
- (6) 保険者による保険指導に対して協力する。（保険部事業）
- (7) 保険必携を整備する。（保険部事業）
- (8) その他保険取扱いに関するすべての事項を協議、検討する。（保険部事業）

## 6 介護保険法による居宅介護支援及び居宅サービス並びに介護予防サービスに関する事業

- (1) 介護保険法に基づく事業運営に関する事項。(介護保険部事業)
- (2) 介護保険関連の講習会等の企画運営に関する事項。(介護保険部事業)
- (3) 居宅介護支援事業及び介護予防居宅介護支援事業(介護保険部事業)
- (4) 通所介護事業、訪問介護事業、福祉用具貸与事業、特定福祉用具販売事業(介護保険部事業)
- (5) 介護予防通所介護事業、介護予防訪問介護事業、介護予防福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険部事業)

## 7 介護保険制度に基づく地域支援事業及び資格者養成事業

- (1) 市町村において実施する地域支援事業の内、事業委託を受けた介護予防事業
- (2) 兵庫県が事業者指定を行っている福祉用具専門相談員指定講習会及び介護員養成研修

## 8 県民の健康及び福祉の増進に関する事業

- (1) 県柔道大会を開催する。(柔道部事業)
- (2) 近畿ブロック柔道大会に協力する。(柔道部事業)
- (3) 日整主催の柔道選手権大会、少年柔道大会に協力する。(柔道部事業)
- (4) 柔道連盟主催の柔道大会に協力する。(柔道部事業)
- (5) 高齢者交通安全アドバイザーとして高齢者への交通安全対策に協力する。(その他の事業)
- (6) 健康ひょうご21 県民運動推進事業に協力する。(その他の事業)
- (7) 兵庫県・神戸市との災害時におけるボランティア、応急救護活動の覚書・協定に基づき、災害時に対応する。(その他の事業)

## 8 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業

- (1) 日本柔道整復師国民年金基金の加入を推進する。
- (2) 柔整賠償責任保険の加入を全会員に推進する。
- (3) 所得補償保険、団体生命保険等を拡充し、推進する。
- (4) 柔道整復師の業務、経営について研究し、その充実向上を図る。
- (5) 互助会により会員福祉の充実を図る。(その他の事業)
- (6) 協同組合の運営に協力する。(その他の事業)

## 9 その他前条の目的を達成するために必要な事業

- (1) 公益法人化を推進する。(その他の事業)
- (2) 接骨会報「心の友」及び、月刊「せつこつニュース」を発行する。(広報事業部事業)
- (3) 税務に関する実態調査及び研究を行う。(経理部事業)
- (4) ICT担当者会議を開催し、ICT化を推進する。(総務部事業)
- (5) 日整、近畿ブロック会主催の各担当者会議に参加する。(その他の事業)
- (6) 組織機構の見直しの検討を行う。(その他の事業)
- (7) 交通法規指導を行う。(総務部事業)
- (8) 危機管理対策の推進を図る。(その他の事業)
- (9) 柔道整復師団体間の協調を図る。(その他の事業)
- (10) 会員名簿、会規の手びきを整備する。(総務部事業)
- (11) 啓発用パンフレットを整備する。(総務部事業・介護保険部事業・学術部事業・広報事業部事業)
- (12) 会館会議室の外部貸し出しに協力する。(その他の事業)
- (13) その他本会の運営に必要な事業を行う。